

# 平成30年度 第1回庁議要旨

日時：平成30年4月10日（火）

午前9時～午前9時20分

会場：庁議室

## [報告事項]

### 1 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

今般、厚生労働省において、労働政策審議会に介護補償の額の引き上げを諮問し、当該諮問を認める旨の答申があったことから、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定された。

これに合わせ、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたことから、「石巻市消防団員等公務災害補償条例」も同様に改正が必要となった。

損害補償に係る介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対象		改正	現行
ア 常時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	105,290円(160円増)	105,130円
	(イ) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	57,190円(80円増)	57,110円
イ 随時介護を要する場合	(ア) 最高限度額	52,650円(80円増)	52,570円
	(イ) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	28,600円(40円増)	28,560円

##### ② 施行年月日 平成30年4月1日

#### (2) 今後の予定

平成30年3月31日付けで石巻市消防団員等公務災害補償条例について一部改正の専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

### 2 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（福祉部）

災害援護資金の申請期限については、平成30年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部が改正されたことにより、1年間延長された。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

#### (1) 主な内容

災害援護資金の申請期限を「平成30年3月31日」から「平成31年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

平成30年4月～ ホームページ、市報により周知予定

[その他]

- ・タブレット端末によるマイナンバーカードの申請について（生活環境部）
- ・平成30年度日和山公園観桜期間の概要について（産業部）

以 上